

岩手県告示第890号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成27年11月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域
 - (1) 陸前高田市米崎町字高畑から大船渡市大船渡町字鷹頭まで
 - (2) 宮古市金浜第7地割から松山第6地割まで
 - (3) 下閉伊郡田野畑村菅窪から沼袋まで
 - (4) 下閉伊郡普代村第12地割から第16地割まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年11月10日から平成28年2月29日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）